

Case 7

札幌市文化芸術基本計画・ さっぽろ障がい者プラン 2024



- 文化芸術 -

計画の名称

札幌市文化芸術基本計画
https://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/kihonkeikaku/documents/100_honsyo.pdf

計画期間

令和6～令和10年度(5か年)

担当課

札幌市市民文化局文化部文化振興課

計画の 位置づけ

札幌市の最上位計画「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を受けた個別計画に位置づけられるとともに、文化芸術基本法において策定が求められている地方文化芸術推進基本計画にあたる。また「さっぽろ障がい者プラン2024」とともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」で策定が求められている地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画にも位置づける。

「障害/障がい」「障害者/障がい者」の表記については自治体によって扱いが異なりますが、本事例集の中では国の法律や計画で使用している「障害」「障害者」という表記に統一しています。
(「障がい〇〇センター」などの固有名詞を除く)

計画の構成

豊かな人間性の涵養や、創造力の育成といった文化芸術の本質的な価値の向上はもとより、文化芸術を教育、福祉、国際交流、まちづくり、観光など幅広い分野に活用することで、都市の魅力アップを図る。「機会の充実」「未来への布石、育成、支援」「文化資源の保存、活用」「文化芸術の領域の拡大」という4つのステージを設定し取組を推進する。

- 障害福祉 -

計画の名称

さっぽろ障がい者プラン2024
https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/keikaku/documents/syougaiplane2024_ikkatu3.pdf

計画期間

令和6～令和11年度(6か年)

担当課

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

計画の 位置づけ

札幌市の最上位計画「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を受けた個別計画に位置づけられるとともに、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画、「障害者文化芸術推進法」第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、「読書バリアフリー法」第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、札幌市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置づける。

計画の構成

本計画の基本理念である「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」に向けて、札幌市の障がい者施策を総合的に進めていく。「バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発」「感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策」「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」の3点を、重要課題として意識し取組を推進する。

interview



- 札幌市市民文化局文化部文化振興課
- ★ 札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課

計画に基づいて実施されている重点施策の

具体的な内容について教えてください。

- 札幌市の文化芸術基本計画には、「機会の充実」「未来への布石、育成、支援」「文化資源の保存、活用」「文化芸術の領域の拡大」という4つのステージがあり、障害者に向けた施策は、主に1番目の「機会の充実」として位置づけています。障害の有無や経済的な状況などを問わず、あらゆる人が容易に文化芸術に触れることができる場や参加する機会をつくる取組を進めるため、市内各所でダンスや美術、音楽に触れられるイベントを開催するほか、「障がい者向け文化芸術体験事業」として「障害児向け音楽ワークショップ」や「ユニバーサルコンサート」（障害の有無に関わらず誰もが鑑賞しやすいコンサート）を実施しています。

配置人数、予算規模について教えてください。

- 他の仕事と兼務で、担当者は1名です。このほか、バリアフリー工事などの施設的な業務の担当者が1名います。「障がい者向け文化芸術体験事業」の令和7年度予算は1,500万円で、令和7年度から新たに「ユニバーサルコンサート」を開催するため予算を増やしました（前年は約400万円）。

- ★ 障がい福祉課では、文化芸術の部分だけ切り取って人員配置や予算規模を示すのは難しいです。

法律における規定（計画策定の努力義務）以外に、策定の契機となったこと（動機や必要性）はありましたか？

- 「札幌市民憲章」のなかに「世界と結ぶ高い文化の街にしましょう」という一節があります。また、国の「文化芸術基本法」ができる前から、市の文化芸術基本計画の前身となる「芸術文化基本構想」を策定していたほか、平成18年度には、市民一人ひとりの創造性を発揮したまちづくりを目指す、「創造都市さっぽろ」宣言を行うなど、市民全体に文化芸術を大切にする機運がありました。

その後、平成19年に「札幌市文化芸術基本条例」を制定し、それに基づいて「札幌市文化芸術基本計画」を策定しました。さらに、国の障害者文化芸術推進法が制定されたことを受け、障害のある方に向けて実施していた事業を、「第4期札幌市文化芸術計画」の中に位置づけました。その点では法律が契機ということになります。

- ★ 障がい者プランも同様です。以前から障がい者プランは策定しており、

そこに今回の法律の規定を受け、障害のある方の文化芸術に関係がある事業を拾い直して、計画の各カテゴリーに入れたような形です。

計画の策定に際して、国の支援や情報提供があるとよかったと思われることは何ですか？



- 他自治体の事例集を見ると、策定のポイントなどが参考になりそうです。また、何をやるべきかのTO DOリストがあると、作業の抜け落ちなどを防ぐことができるのではないのでしょうか。

計画があったために改善された点などがありますか？



- 第3期計画（計画期間：2019～2023年度）の振り返りとして、計画期間中に新型コロナの影響により文化芸術イベントの開催ができなくなり、全ての人に充実した文化芸術活動への参加の場や機会の提供に至らなかった点があります。一方で、文化芸術に対する市民の関心度やニーズ等を収集するための「文化芸術意識調査」というアンケート調査においては、市民が文化芸術に触れる環境が整っていることについて、一定の評価をいただいています。第4期計画においては、多様な文化芸術に親しむ機会のより充実した提供により、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進む包摂的環境を推進する取組を進めています。

計画ができたことで、障害のある方々が声を出しやすくなったといったことはありますか？



- ★ 「さっぽろ障がい者プラン」策定の基礎資料となる実態調査においては、障がいのある方も対象としており、文化芸術に関する調査項目が追加されたことにより、調査回答を通じて当事者の方のご意見を聴取できるようになりました。
- ★ また、プラン策定に向けた会議体には、障害のある方にも委員としてご参加いただいているため、障害のある方に関わる文化芸術施策について、議論を行う機会が生まれています。

文化振興課と障がい福祉課で、部署同士の連携はどのようにとっていますか？



- 文化振興課は主にアーティスト支援や文化芸術施設の管理など芸術文化の振興に関わること、障がい福祉課は文化よりも生活に関わることに重きを置いています。それぞれが計画を作成しますが、お互いに確認は取って、整合性のある内容にしています。どちらが主、従ということはなく、例えば事業の一覧などをすり合わせて、障がい福祉課の事業も札幌市文化芸術基本計画に載せているし、文化振興課が実施している障害のある方へ向けた事業もさっぽろ障がい者プランの事業一覧に載せています。
- 計画年次や策定のタイミングも合わないため、少し難しい部分もありますが、今のところ問題なく連携をとれています。さらに、文化振興課が障害者向けの事業を実施するときには、必要に応じて個別に専門家や関係者

に話を聞いたり協力を要請したりしていますし、障がい福祉課も同様です。例えば教育委員会と連携し、特別支援教育に携わる先生にお話を聞くなど、いわゆる事務方レベルで多方面から情報収集しながら事業を進めています。障害に限った話ではなく、担当者に分からないことがあれば詳しい人にノウハウを聞いたり、掲示物などの広報面で協力し合ったり、業務の連携は日頃から自然になされています。

interview



連携
団体

公益財団法人札幌市芸術文化財団コンサートホール事業部

現在の札幌市との連携や

協働のあり方について教えてください。

札幌市の委託事業として、障害者向けのワークショップ事業「子どものためのKitara参加型音楽会」を行っています。対象は、市内の特別支援学校・支援学級に通う児童たちです。ピアノやフルート、打楽器などの演奏に加えて、手拍子など身体表現を取り入れた音楽会を実施しています。この事業は令和4年度に開始して、初年度は対象を身体障害児向け、知的障害児向けとして2公演を札幌コンサートホールKitara大ホールで実施しました。

札幌市との連携においては、行政のバックアップを最大限に活用することで、ホール単体での実施よりも、円滑な事業運営が可能となっております。札幌市は、予算確保に加え、教育委員会や各学校との連携といった行政のネットワークを活かした調整を担っています。特にPR面でのメリットは大きく、札幌市が各学校への案内や参加募集の取りまとめを一括して担うこ

とで、効果的な周知とスムーズな参加受付が実現しています。また、次年度に向けた協議のなかで、障害区分の拡充や合理的配慮に関するアドバイスなど、事業の拡充を柔軟に決定できる体制があります。

一方、当ホールは、演奏会の企画・制作、専門性の高い出演者の選定、当日の会場運営全般を担当しています。この分担により、円滑な事業運営が実現しています。通常のコンサート以上に、開催までの詳細な案内や当日のきめ細かな合理的配慮が求められますが、札幌市と一体となって質の高い体験の提供に努めています。

今後も協働体制を維持することで、質の高い事業を共に創り上げていきたいと考えています。



このイベントの事業規模について教えてください。

本事業の予算規模は、札幌市からの委託料として年間事業費約390万円を計上しています。当ホールの主催事業は年間約50公演を数えますが、そのなかで本事業は障害種別に応じた3公演（聴覚、身体、知的障害児等）を実施しています。

令和6年度の参加実績は以下のとおりです。

・児童参加者数:273名

(知的障害等 236名、聴覚障害 32名、身体障害 5名)

・総参加者数:498名 (引率教諭、保護者、見学者等を含む)

令和7年度からは視覚障害のある児童も対象としております。

公演の成果や具体的な手応えなどを教えてください。

参加者や地域社会からは非常に力強い手応えを得ており、参加児童へのアンケートでは各回約8割が「楽しかった」と回答しているほか、教諭からは「公共施設でのマナーを学ぶ貴重な社会学習の場としてだけでなく、児童の自己肯定感を高める大切な機会である」と評価されています。さらに、地元の音楽家や社会福祉・音楽療法を学ぶ学生、札幌交響楽団等の関係者が見学を訪れ、「音楽による社会包摂の重要性を再認識し、自分たちでできることを考えるきっかけとなった」との声が寄せられました。

通常業務においても車椅子や白杖を使用されるお客様への対応は行ってきましたが、本事業を重ねるなかで、障害特性への深い理解と、個々のニーズに応じた具体的な配慮が現場のスキルとして身につけており、これによりホール全体で、障害の有無に関わらず誰もが歓迎される文化施設としてのホスピタリティが向上し、職員一人ひとりが社会包摂の意義を体現できるようになりました。

令和4年度にこの事業を始めたきっかけは何だったのですか？

当財団は、目的の一つに「社会包摂」を掲げており、中期経営計画においても重点取組項目として社会包摂を意識した運営を行っています。当ホールが様々な社会包摂事業に取り組む中で、障害のある方に向けた本格的な音楽事業を実施する必要があると考え、札幌市に相談したことがきっかけです。札幌市は「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン2019」において文化芸術施設に来館する機会の少ない障害のある方に向けた音楽ワークショップの実施を掲げることとしており、本事業の実現に至

りました。この提案は、第3期札幌市文化芸術基本計画において、年齢や障害の有無、経済的な状況にかかわらず誰もが容易に文化芸術に触れ、参加できる機会を創出する「多様な文化芸術に親しむ機会の提供」という方針が示された時期とも重なっておりましたので、市の政策の方向性も踏まえ具体的な相談をさせていただきました。

最初から参加型の音楽会を提案されていたのですか？

本事業は、当初から現在の参加型音楽会という形式が決定していたわけではなく、まずは「どのようなイベントであれば、障害のある方と共に音楽を楽しめるのか」という検討段階からのスタートでした。具体的には、令和3年度に札幌市から当ホールへ調査業務の委託があり、他自治体における障害者向けの先進的な取組事例の調査や、特別支援学校等へのアンケートを通じたニーズ把握を丁寧に行いました。

これらの調査結果を踏まえ、限られた予算内で最大の効果が得られ、かつ障害の程度にかかわらず児童が能動的に関わることができるプログラムの内容について、札幌市と協議を重ねた結果、現在の開催形式を構築し、令和4年度からの実施に至りました。

そのように始まった「子どものための参加型音楽会」ですが、「おとみっく」*と一緒にやることになったきっかけについて教えてください。

「おとみっく」は障害者向けの音楽ワークショップ事業に特化して専門的

(*)おとみっく:海外で学んだ最先端の音楽ワークショップを独自の参加型音楽プログラムとして展開する音楽ワークショップ・アーティストのグループ。年齢や言語、障害の有無を問わず誰もが参加できる音楽ワークショップやコンサートを様々な垣根を越えて開催している。

に活動しているアーティストです。本事業の立ち上げに際しては、当ホールの担当者が令和3年度に福岡や東京で実施されていた障害者対象の事業を視察しており、その際に出会った活動の一つが「おとみっく」のワークショップでした。それまで当ホールとの直接的なつながりはありませんでしたが、視察を通じて、年齢や障害の有無を問わず誰もが主体的に音楽を楽しめる彼らのプログラム構成力やスキルを評価し、本事業の趣旨を具現化できる出演者として、招への依頼を決定しました。

参加型プログラムは子どもたち以外にも 影響を与えていると感じますか？

この公演には、地元の音楽家や社会福祉を学ぶ方々にも見学に来てもらっています。参加後のアンケートでは「社会包摂事業の重要性に気づいた」「私たちに今できることはなんだろうかとすぐ考えた」といった回答をいただいています。

地元の音楽家や社会福祉を学ぶ方々に刺激を与えていると感じたので、令和7年度からは彼ら自身が社会包摂の音楽事業を実現できる仕組みづくりを始めました。

障害のある方の文化芸術推進活動を行うなかで、 気づかれたことなどありますか？

実際に事業を実施してみて、障害のある子どもたちにとって、コンサートホールに出かけるということ自体がとても大きなイベントであり、冒険であると実感しました。施設に到着する道のりや、ホールの中で何が起きるのか、ちゃんと参加できるのかなど、さまざまな不安があります。本人だけではなく、

付き添いの家族や学校側にとっても一大イベントです。そのような不安を取り除くために、当ホールでは、開催日までの詳細な情報提供や交通手段の調整に加え、当日は手話での挨拶、スタッフの親しみやすい服装、ホワイエの休憩スペース設置など、障害の種別に応じた合理的配慮と念入りなケアを実施しております。

将来、障害のある子どもたちが自発的にコンサートや文化施設に行きたいと思ってもらいたい。そのためには、実際に「音楽って楽しい!」「またコンサートに行きたい!」という体験をしてもらうことが大切です。そこで、少人数の参加型プログラムによって出演者に近い距離で音楽に触れる楽しさを体感することで、音楽や芸術文化への興味を深めてもらおうと考えました。これに十分慣れてから、健常者と同じ空間での音楽会の鑑賞へとステップアップすれば、障害のある子どもたちにも参加しやすいと感じてもらえるのではないかと考えています。

札幌市からの提案により、少人数ワークショップからのステップアップとして、障害の有無にかかわらず誰もが鑑賞しやすい「ユニバーサルコンサート」を、令和8年3月にKitara 大ホールで開催しました。このコンサートは札幌交響楽団の演奏により行われております。

札幌市のここに注目!

計画策定のポイント



文化振興課と障がい福祉課のコミュニケーションが円滑であることが、事業実施に好影響を与えています。



札幌コンサートホールの事業では、障害種別に応じたコンサートを実施することで、きめ細かい対応が可能になっています。またスタッフにとっても学びの場となっている点も、参考になる事例です。



文化振興課と障がい福祉課における担当者間・事務方レベルでの連携が取られていることは心強いです。さらに中長期の政策についても、関連部署間でビジョンを共有できる会議体などの対話のチャンネルができると、よりよいのではないかと思います。

